

京都大学基礎物理学研究所・数理解析研究所 共同利用研究者宿泊所利用内規 (案)

第1条 京都大学基礎物理学研究所・数理解析研究所・共同利用研究者宿泊所（以下「宿泊所」という。）は、当該研究所の非常勤研究員およびその他基礎物理学研究所長または数理解析研究所長が必要と認めた者にかぎり利用し得るものとする。

第2条 宿泊所を利用しようとする者は、所定の利用許可申請書に必要事項を記入のうえ、その者が主として研究に従事する第1条のいずれかの研究所の共同利用事務室を経由して基礎物理学研究所長（以下「所長」という。）に提出しなければならない。

第3条 所長は、別に定める利用規準にもとづいて前条の申請を適当と認めたときは、当該申請者に利用を許可する。

第4条 利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、宿泊所管理人の指示を受けて利用する。

第5条 利用者は、別に定める料金を指定の期限内に納めなければならない。
2. 既納の料金は返付しない。

第6条 利用者の遵守事項・共同利用方法等についての利用者の心得るべき事項およびこの内規の実施について必要な事項は、別に定める。

第7条 宿泊所に関する事務は、基礎物理学研究所において処理する。

附 則

この内規は、昭和 年 月 日から施行する。

基研数研共同利用研究員宿舎利用手続き（基研案）

1969. 6. 4

1 利用希望の情報交換

両研究所は、それぞれの研究計画が決ったときに、宿舎利用の希望を、相